



■ 目次

クレジット・デリバティブおよび特定の保証契約に関する新しい開示要件に関するPwC DataLine
FASBとIASBが信用危機に対するグローバル・アプローチの詳細を告知
その他のFASB関連記事
EITFアジェンダ委員会がEITFアジェンダに2項目を追加
PCAOBが7つの新しいリスク・アセスメント基準を提案

■ クレジット・デリバティブおよび特定の保証契約に関する新しい開示要件に関するPwC DataLine

2008年9月、米国財務会計基準審議会(FASB)は、(1)クレジット・デリバティブおよび特定の保証契約に関する新しい開示要件を導入し、(2)FASB基準書第161号「デリバティブ商品およびヘッジ活動の開示」(FAS 161)の適用日を明確化するFASB職員意見書(FSP No. FAS 133-1 and FIN 45-4)を公表しました。新しい開示要件では、クレジット・デリバティブあるいは保証契約としての法的形式にかかわらず、信用リスクに関連して類似のリスクと便益をもたらす金融商品に対して同様の開示を財務諸表利用者に提供することを目的としています。

特定の信用リスクに関するエクスポージャーを管理し利益を得るためのクレジット・デフォルト・スワップの利用の近年の増加を考えると、一部の企業にとってこの追加開示が重要なものとなる可能性があります。早期化されたこのFSPの適用日(2008年11月15日より後に終了する会計年度および期中期間から適用)および明確化されたFAS 161の適用日(2008年11月15日より後に開始する会計年度および期中期間から適用)も、多くの企業に課題を与える可能性があります。

DataLine 2008-25では、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)はこのFSPIについて論じ、その適用に関するPwCの洞察を提供しています。

▼ CFODirect Networkのメンバーには、このDataLineの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpif?ContentCode=THUG-7KHHZ4&ContentType=Content>

■ FASBとIASBが信用危機に対するグローバル・アプローチの詳細を告知

FASBおよび国際会計基準審議会(IASB)は、グローバル金融危機から発生したレポーティング上の問題に対処する共同の試みについての詳細を告知しました。両審議会では、特に以下について合意しました。

- **ハイレベルの諮問グループの迅速な任命**：最近告知された両審議会による共同諮問グループが即時に作業を開始できるよう、メンバーを特定に迅速に対応することに合意しました。このハイレベルの諮問グループは、財務報告の改善がどのようにして金融市場の投資家の信頼回復に資することができるかを検討(応急の手当が必要な問題と長期的な検討が必要なものの識別などを含む)する任務を負うこととなります。
- **アジア、ヨーロッパ、北米における公開円卓会議の開催**：こうした公開円卓会議の目的は、現在のグローバル金融危機から発生するレポーティング上の問題点に関するインプットを集めることにあります。
- **金融商品のレポーティングに関する共通の長期的解決法の模索**：両審議会は、信用危機に対する短期的対応

の可能性の検討に加え、金融商品の会計処理における透明性拡大と複雑性削減を目的とした共通の解決法の作成を継続する予定です。

▼ 詳細な情報を含むプレスリリースは以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/news/nr102008.shtml>

■ その他のFASB関連記事

プロジェクトの更新: FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 収益認識
http://www.fasb.org/project/revenue_recognition.shtml
- 非営利組織による合併と買収
<http://www.fasb.org/project/nfp.shtml>
- FIN 48 – 非公開企業への適用可能性
http://www.fasb.org/project/fin48_applicability_private_companies.shtml

Weekly Action Alert: Action Alert No. 08-43は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/action/aa102308.shtml>

■ EITFアジェンダ委員会がEITFアジェンダに2項目を追加

発生問題専門委員会(EITF)のアジェンダ委員会は10月10日に会議を開催し、以下の二つの潜在的な新しい問題点について議論を行いました。

- 転換社債発行を予期した株式貸付契約の会計処理および関連する1株当たり利益の決定
- 選定されたFAS 160の適用上の質問

▼ アジェンダ委員会の報告書は以下のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/eitf/1108REPORT.pdf>

▼ 11月13日に予定されている次回のEITF会議のアジェンダ案も以下からご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/eitf/agenda.shtml>

■ PCAOBが7つの新しいリスク・アセスメント基準を提案

公開企業会計監視委員会(PCAOB)は監査人によるリスクの評価と対応に関する七つの新しい監査基準の提案を決定した。これらの基準案は、既存のPCAOBの暫定基準の題材を、最近明確化された国際監査・保証基準審議会(IAASB)のリスク・アセスメント基準と共通するテーマ別のフレームワークへと再編成するものです。また、基準案は以下をその目標としています。

- 財務諸表の監査と財務報告に係る内部統制の監査との統合を促進する
- 監査プロセス全体を通じた不正の検討に関する監査人の責任を一体化する
- 発行体の監査についてPCAOBの見解で必要とされる変更を行うのと同時にIAASB基準との差異を削減する

基準案へのコメント期間は2009年2月18日まで。

- 財務諸表の監査における監査リスク
- 監査計画および監督
- 重要な虚偽表示のリスクの識別と評価
- 重要な虚偽表示のリスクに対する監査人の対応
- 監査結果の評価
- 監査の計画および実施における重要性の検討
- 監査証拠

:▼ 基準案についてより詳細な説明を行ったプレスリリースおよび基準案の全文は以下のPCAOBウェブサイトからご覧いただけます。

- PCAOB プレスリリース:
http://www.pcaob.org/News_and_Events/News/2008/10-21.aspx
- 基準案:
http://www.pcaob.org/Rules/Docket_026/2008-10-21_Release_No_2008-006.pdf

お問い合わせ: あらた監査法人(広報)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)
電話: 03-6858-0179(直通)
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.